

旭川市介護サービス等事業者物価高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、光熱費や食材料費の高騰による影響を受け厳しい状況にある介護サービス等事業者に対して、事業運営の負担を軽減し、安定したサービス提供の継続を支援するため、予算の範囲内において介護サービス等事業者物価高騰対策支援金（以下「本支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、介護サービス等事業者とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域包括支援センターの運営事業者、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する有料老人ホームの届出をした事業者、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録事業者及び旭川市の委託を受けた生活支援ハウス運営事業者をいう。

(支給対象者)

第3条 本支援金の支給対象者は、別表に定める事業所を旭川市内に有する介護サービス等事業者とし、当該事業所について次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和8年1月1日までに、事業を開始していること
- (2) 令和7年度中に、サービス等の利用者がいること
- (3) 申請時点において、令和8年度中に事業の廃止又は休止の予定がないこと
- (4) 利用者への負担増を極力抑えるよう努めること

2 一の法人において、複数の事業所を有している場合は、原則として、当該複数の事業所分を一括して支給する。

(支給額及び回数)

第4条 本支援金の支給額は、1事業所につき、別表に掲げる支給額とする。

2 支給額は、令和8年1月1日時点の定員により算定する。

3 1事業所当たりの支給回数は、1回限りとする。

(申請期限)

第5条 申請期限は、令和8年4月30日までとする。ただし、市長は、やむを得ない事情が生じたときは、申請期限を延長することができる。

(支給申請等)

第6条 本支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、旭川市介護サービス等事業者物価高騰対策支援金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 郵送による申請は、消印の日が前条に定める申請期限を超えないものを有効とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その支給の可否を決定し、旭川市介護サービス等事業者物価高騰対策支援金支給決定通知書（様式第2号）又は旭川市介護サービス等事業者物価高騰対策支援金支給却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給を決定された事業者（以下「支給決定事業者」という。）に対し、口座振込により支援金を支給する。

(受給の辞退とみなす事項)

第8条 市長が前条第1項の規定による支給決定を行った後において、申請書の不備に伴う振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市長が支給決定事業者に対する連絡、確認等に努めたにもかかわらず、市長が別に定める期限までに不備が解消されず、支給ができなかったとき、その他支給決定事業者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、支援金の受給を辞退したものとみなす。

(支援金の返還)

第9条 市長は、支給決定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支給した支援金の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽その他不正な手段により本支援金の支給を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(調査等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、本支援金の支給に関して、支給決定事業者に対し、関係する書類の提出を求め、又は調査を行うことができる。

2 本支援金の交付を受けた者は、前項の書類の提出や調査に協力しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年3月3日から施行する。

別表

施設区分	基準額
生活支援ハウス	1定員当たり 16,000円
有料老人ホーム ①住宅型有料老人ホーム ②健康型有料老人ホーム ③サービス付き高齢者向け住宅 (特定施設入居者生活介護の指定施設を除く)	1事業所当たり 定員61人以上 120,000円 定員31~60人 80,000円 定員30人以下 40,000円
地域包括支援センター	1事業所当たり 18,000円